

身近な場所で傷病者が発生した時に、医師や救急隊が到着するまでの間、適切な応急救護活動を行うための知識や技術を学ぶ講座です。消防庁認定の普通救命講習及び杉並区の救命救急体制の現状や救急協力員制度の概要・役割についての講義のほか、主に実習形式で心肺蘇生法とAED（自動体外式除細動器）の操作方法等を学びます。

★講座修了後は杉並区に登録し、救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）やまちかど救急隊として活動します。講座修了者には東京消防庁消防総監の「救命技能認定証（自動体外式除細動器業務従事者）」が交付されます。

■日 時……2月3日（土）、4日（日） いずれか一日 午前9時～午後1時30分

■会 場……杉並保健所 地下1階 講堂（荻窪5-20-1）

■対 象 者……区内在住・在勤・在学の方（16歳以上）

※原則として、東京消防庁消防総監の「救命技能認定証」をお持ちでない方が対象です。既に認定証をお持ちの方で、再講習をご希望の場合は、お近くの消防署にお問い合わせください。

■定 員……各回 25名

■受 講 料……500円

■募 集 締 切……1月15日（月） ※受講の可否は1月22日（月）ごろ郵送でお知らせします。

■事業担当課……杉並保健所 健康推進課

※活動に対する報酬・交通費等の支給はありません。

AEDとは… 心臓がけいれんし血液を送り出すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった際、心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。医療従事者でない一般市民でも利用できるようになり、区でも区役所、地域区民センター、保健センター、ゆうゆう館、図書館、体育館、プール、区立小・中学校など人が多く集まるところに設置しています。